

自転車の交通ルールとマナーを守って！

春は自転車の事故が増えます。事故にならなくてもヒヤリとした事はないですか？

自転車も乗れば
車の仲間入り

守ろう！自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車の主な禁止事項

無灯火運転	5万円以下の罰金
二人乗り運転	2万円以下の罰金又は科料
並進通行	2万円以下の罰金又は科料
携帯電話等の使用運転	5万円以下の罰金
イヤホーン等の使用運転	5万円以下の罰金
傘さし運転	5万円以下の罰金
(罰金：1万円以上)	科料：千円以上1万円未満)



並進通行禁止



携帯電話等の使用運転禁止

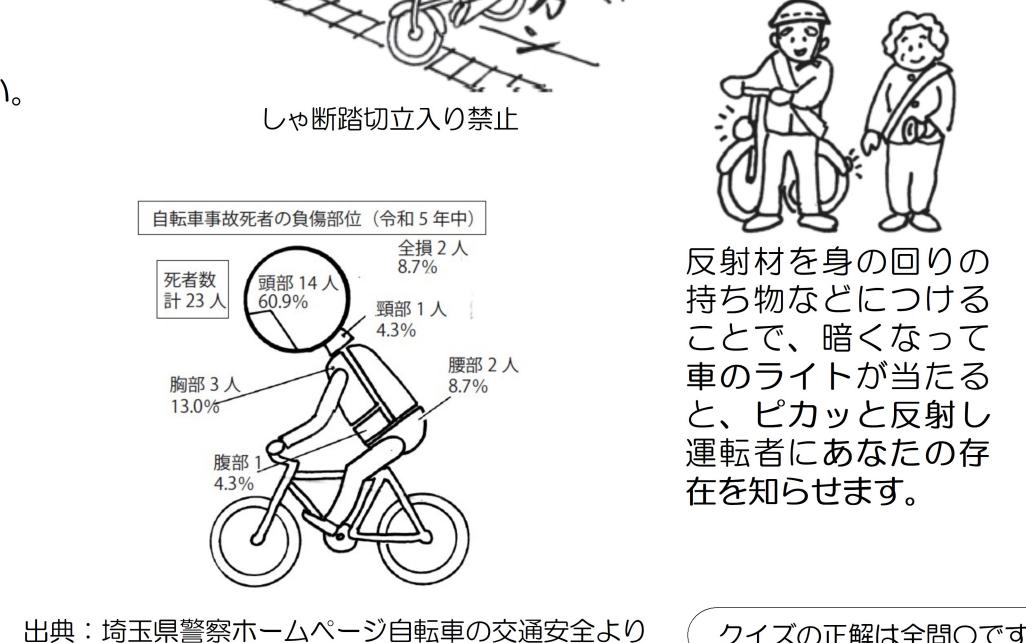
自転車の交通ルール等に関するクイズ

下記の問題を読み、正しいものに○、間違っているものに×を付けてください。

問1	歩道を自転車で通行できる年齢条件は、「13歳未満」または「70歳以上」である。	回答
問2	自転車は軽車両ですが、歩道を通行している場合は、車両用信号機ではなく、歩行者用信号機に従う。	回答
問3	自転車で「一時停止」の標識がある場所を走行するときは、徐行ではなく必ず一時停止をしなければならない。	回答
問4	平成30年中、埼玉県内の自転車乗用中の交通事故死者数は、全国ワースト1位であった。	回答
問5	埼玉県では平成30年4月1日から、条例により、自転車利用者等の自転車損害保険等の加入が義務化された。	回答

自転車で右折するときは、ちょっととした時間と労力をおしまないで、2段階右折をすればかなり事故が減るはずです。

一時停止を守る自転車がほとんどいない現状です。わずか数秒の時間と労力をおしんで5万円の罰金をとられたり事故の加害者になるのです。ルールは守りましょう。



出典：埼玉県警察ホームページ自転車の交通安全より

クイズの正解は全問○です！

自転車に乗っている時の疑問？

Q 歩道に自転車マークと歩行者マークがある道路（例：西交流センター前の歩道）があります。自転車はどのように走れば良いですか？

A 自転車は自転車マーク側を走りますが、歩行者がいる場合は歩行者が優先です。マナーを守りましょう。

Q 横断歩道を渡る時は？

A 横断歩道は歩行者が横断する場所ですので、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

Q 踏切は遮断機が上がっている時は、乗ったまま渡って良いのですか？

A 踏切の直前で停止し、安全確認をした後でなければ渡ってはいけません。自転車は押して渡りましょう。

Q 子どもを乗せる自転車は何人まで？

A 子どもを2人乗せる時は「幼児2人同乗用自転車」を使用。3人乗せるのは法令違反。

横断歩道における歩行者優先の徹底

【ドライバーの皆さん】

- ・横断歩道手前での減速
- ・横断歩行者がいる場合は一時停止

【歩行者の皆さん】

- ・横断歩道を渡る場合は、手を上げるなど運転者に意思表示（ハンドサイン）を
- ・横断歩道を渡るときは左右の安全確認を

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

【ドライバーの皆さん】

- ・夕暮れ時には早めにライトを点灯しましょう
- ・思いやり運転を心掛けましょう！

【歩行者の皆さん】

- ・明るく目立つ色の衣服や反射材を身につけましょう

【自転車乗用車の皆さん】

- ・早めにライトを点灯しましょう
- ・自転車に反射材を設置しましょう

飲酒運転は犯罪です!!

合言葉は「しない、させない、ゆるさない」「あおり運転」等の危険運転はやめましょう